

農薬等のポジティブリスト制度導入に伴い食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づき追加で意見が求められる場合の評価手順及び資料の取扱いについて（案）

農薬等のポジティブリスト制度導入に伴い、食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づき既に意見が求められている農薬等について、同法第 24 条第 2 項に基づき追加で意見が求められる場合の評価手順及び資料の取り扱いについては以下のとおりとする。

1. 評価手順

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（平成 18 年 6 月 29 日食品安全委員会決定、以下「実施手順」という。）」に基づき食品健康影響評価を実施することとする。なお同法第 24 条第 1 項に係る農薬の適用作物等の暴露評価は、従前のとおり当委員会において行う。

2. 資料

実施手順に基づき評価を行うことから、同実施手順 2（2）「リスク評価に用いる資料」に掲げる資料の提出を求めることとする。なお、既に提出済みのものについては改めて要求しない。

同法第 24 条第 1 項に基づいた審議の結果、既に追加提出を依頼した資料のうち、ポジティブリスト制度導入に伴い同法第 24 条第 2 項に基づき評価する農薬等の「使用方法及び残留データ」については、リスク評価の時点では提出を要しないが、同実施手順 3（3）に基づき厚生労働省が推定摂取量の試算を行い、速やかに暫定基準を見直し、当委員会がその見直し案について暴露量を確認する時点で、その必要の範囲内において提供を依頼する。これ以外の事項に関する資料は、引き続き提出を要求する。